

## 令和4年度第2回作業報酬審議会 摘録

- 1 日 時 令和5年3月20日（月）14時00分～15時00分
- 2 場 所 川崎市役所第3庁舎12階 会議室
- 3 出席者 審議会委員 5名  
事務局 財政局 5名  
参 考 人 総務企画局行政改革マネジメント推進室 1名  
建設緑政局技術監理課 1名  
傍 聴 人 2名
- 4 諮 問 令和5年度特定工事請負契約作業報酬下限額の諮問  
（諮問書を財政局資産管理部長から審議会会長に手交）
- 5 議 題
  - (1) 公契約制度の施行状況について
  - (2) 公契約制度における建設キャリアアップシステムの活用について
  - (3) 令和5年度 特定工事請負契約の作業報酬下限額についての審議
- 6 議 事
  - (1) 報告事項
    - ア 公契約制度の施行状況について（公開）

昨年8月に実施した審議会において既に報告しており、その際に提出した資料に、その後台帳審査を行った分の数値を計上しているものである。
    - イ 公契約制度における建設キャリアアップシステムの活用について（公開）

建設キャリアアップシステムの公契約制度への活用の可能性について、情報収集・調査等を行った。今後の方向性としては、本市発注工事におけるインセンティブの取組を進め、元請・下請を含めた施行業者におけるCCUSの利用状況の推移を把握していくと共に、利用状況を踏まえ、特定工事請負契約におけるCCUSの登録データの活用について、受注者からの提供方法や本市の確認手法等を含めて、引き続き検討していく。
  - (2) 審議事項

特定工事請負契約の作業報酬下限額について（非公開）

作業報酬下限額の審議については、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条

例」第5条第3号の規定により、会議を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるので非公開とする。

## 審 議

### 結 論（全会一致）

「特定工事請負契約の作業報酬下限額について」は、令和5年3月から適用される公共工事設計労務単価の92%の額とすることを審議会として決定する。

## 7 閉 会

審議会終了後、審議会会長から財政局資産管理部長に答申書を手交